化学物質管理に係る専門家検討会開催要綱

１　趣旨・目的

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業４日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、ばく露の上限となる濃度の基準等の検討を行うこととする。

なお、本検討会の開催をもって、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」の開催に代えることとする。

２　検討事項

（１）労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法

（２）労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準

（３）労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置

（４）その他

３　構成等

（１）本検討会は、検討すべき内容に応じ、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の構成員名簿に記載されている者のうちから構成員を指名して開催する。

（２）本検討会に座長を置き、座長は議事を整理する。

（３）座長に事故があるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。

（４）本検討会は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求めることができる。

（５）本検討会において、事務局の推薦に基づき別紙の構成員以外の者を新たに構成員として指名することができる。

４　その他

（１）検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

（２）本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室において行う。

化学物質管理に係る専門家検討会　構成員名簿

（全般に関する事項）

大前　　和幸	慶應義塾大学 名誉教授
小野　真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター　センター長代理
城内　　博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
髙田　　礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋　　光俊	公益社団法人　日本作業環境測定協会　精度管理センター所長
武林　　亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
戸田　　清志	一般社団法人 日本印刷産業連合会　環境安全部長
西村　　杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長
平林　　容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内　　博幸	産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授
宮本　　俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医

（毒性に関する事項）

上野　　晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本　　俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター技術顧問
宮川　　宗之	（元）帝京大学　医療技術学部　教授

（ばく露防止対策に関する事項）

津田　　洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利　　一	産業医科大学 名誉教授 保利労働衛生コンサルタント事務所　所長
山室　　堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 衛生管理士

（５０音順）